

区域計画の認定について

令和 4 年 3 月 10 日
内閣府特命担当大臣(地方創生)
野 田 聖 子

区域計画の認定申請のあった区域会議と、規制の特例措置(特定事業)等は、以下のとおり。

1. 東京圏 区域会議

【2月28日開催、2月28日申請、新規7事業、変更1事業】

(1) 都市計画の決定等に係る都市計画法の特例(変更1事業、新規2事業)

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、以下の地区における施設等の整備に際し、都市計画決定等のワンストップ処理を可能とする。

○南池袋二丁目C地区:南池袋二丁目C地区市街地再開発組合、住友不動産株式会社、野村不動産株式会社、独立行政法人都市再生機構【令和4年4月着工予定】

※既に認定を受けている南池袋二丁目C地区の一部について、都市計画の変更を行う。

○渋谷二丁目西地区:東京建物株式会社、独立行政法人都市再生機構【令和7年度着工予定】

○日本橋一丁目東地区:東急不動産株式会社、三井不動産株式会社、日鉄興和不動産株式会社【令和8年度着工予定】

(2) 創業人材の事業所確保に係る特例

創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例を活用して創業活動を行う外国人について、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、東京都が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とする。【令和4年度中に実施】

(3) 二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

増大する外国人患者のニーズに応えるため、二国間協定の締結又は変更により、以下の医療機関において、新たな外国医師の受入れなどを行い、診療を実施する。

○NTT東日本関東病院:アメリカ人1名【令和5年3月より実施】

(4) 都心居住のための住宅の容積率に係る建築基準法の特例(2事業)

以下の地区における施設等の整備に際し、容積率の最高限度の引き上げを可能とする。

○渋谷二丁目西地区:東京建物株式会社【令和7年度着工予定】

○日本橋一丁目東地区:東急不動産株式会社、三井不動産株式会社、日鉄興和不動産株式会社【令和13年度着工予定】

(5) 工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に

関する法律の特例

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

○成田市

2. 関西圏 区域会議

【2月28日開催、2月28日申請、新規2事業】

(1)工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例(2事業)

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

○堺市【令和4年度より実施】

○泉大津市【令和4年度より実施】

3. 養父市 区域会議

【2月28日開催、2月28日申請、新規1事業】

(1)企業による農地取得に係る農地法の特例

株式会社やぶの農家が、水稻に加えにんにくを栽培する営農体制の長期的・安定的な確立を実施するとともに、土地改良事業実施により水稻等の生産基盤を強化し、担い手不足の解消に向けた人材育成・活躍の場の創出に取り組むことで、地域農業の発展に寄与するため、農地の取得を行う。

【令和4年4月を目途に取得】

4. 福岡市・北九州市 区域会議

【2月28日開催、2月28日申請、新規3事業】

(1)エリアマネジメントに係る道路法の特例

We Love天神協議会が、道路法の特例を活用し、各種イベント等の開催による賑わいの創出を図る。

(2)創業人材の事業所確保に係る特例

創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例を活用して創業活動を行う外国人について、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、北九州市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とする。【令和4年中に実施】

(3) 特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

北九州市が認定した企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する【令和4年4月より実施予定】

5. 愛知県 区域会議

【2月28日開催、2月28日申請、新規2事業】

(1) 創業人材の事業所確保に係る特例

創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例を活用して創業活動を行う外国人について、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、愛知県が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とする。【令和4年度中に実施】

(2) 特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

愛知県が認定した企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する【令和4年度中に実施】